

事故報告(注意喚起)

九州地方整備局 港湾空港部
工事安全推進室

管内事務所の工事で発生しました事故について、事故発生の原因及び再発防止対策を取りまとめましたので情報提供致します。

I. 事故概要

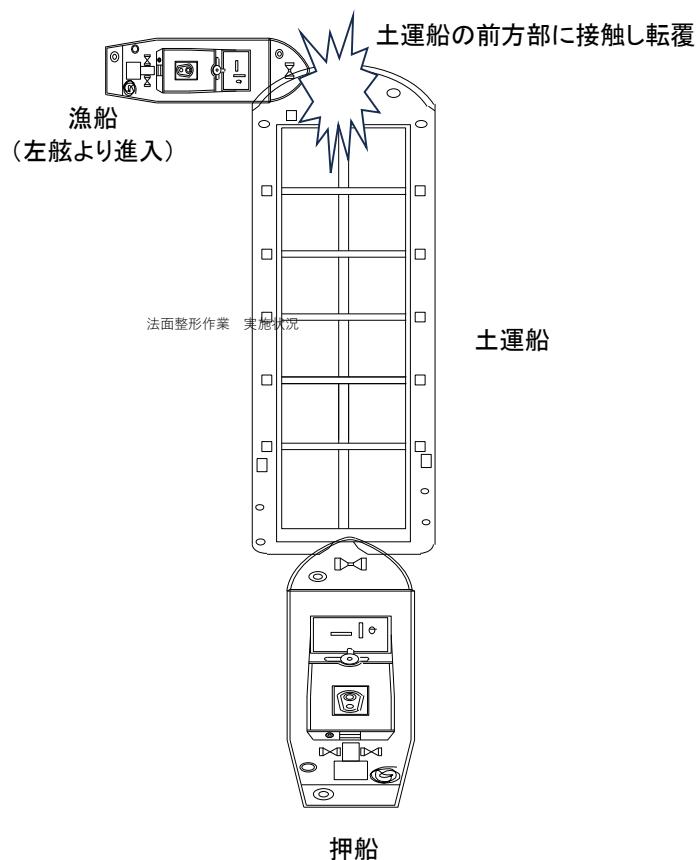
発生日時：令和6年9月10日(火) 15時20分頃

作業内容：土運船による浚渫土の運搬

被災状況：漁船転覆、漁船の乗組員3名負傷(腰椎捻挫、手挫滅創、肋軟骨損傷 等)

II. 事故発生状況

- 浚渫した土砂を土捨場まで土運船を使用して運搬していた復路で、左舷側から航行してきた漁船と土運船が接触し、漁船が転覆した。



III. 事故発生の原因

- 1) 事前に漁船を距離1kmで目視確認していたが、海上衝突予防法第15条では、横切り船は相手を右に見る船舶(本事故では漁船)が衝突回避行動をとることとなっているため、漁船側が回避を行うと思い込み、漁船の回避行動を促す警笛や減速が遅れ、接触直前となった。
【危険に対する認識不足】
- 2) 船長は操舵室より主に押船前方の監視を行い、見張り員は押船ブリッジ付近に配置し主に後方を監視していたが、船長は操船を行うため、緊急時において船長と見張り員の別々の配置では、前方の監視体制が不十分であった。
【不十分な監視体制】

IV. 再発防止対策

- 1) 他船舶が近づいてきた場合は、これと衝突するおそれがあると判断し、できる限り十分に余裕のある時期に回避行動(減速、停船等)を行う。
【安全対策の徹底】
- 2) 作業船航行中は、押船ブリッジ部付近に配置していた見張り員を操舵室へ配置替えし、船長と同席による2名体制で土運船全周の見張りを強化する。
【監視体制の強化】



注)写真は事故直後、転覆した漁船を押船に横付けしている状況

- 3) 今回の事故について、元請・下請合同で安全教育訓練を実施し、事故の周知、再発防止の安全対策の確認を徹底する。
【安全意識の向上】